

通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議資料

長野県における小中学校の通級による指導 の充実に向けた取組と課題

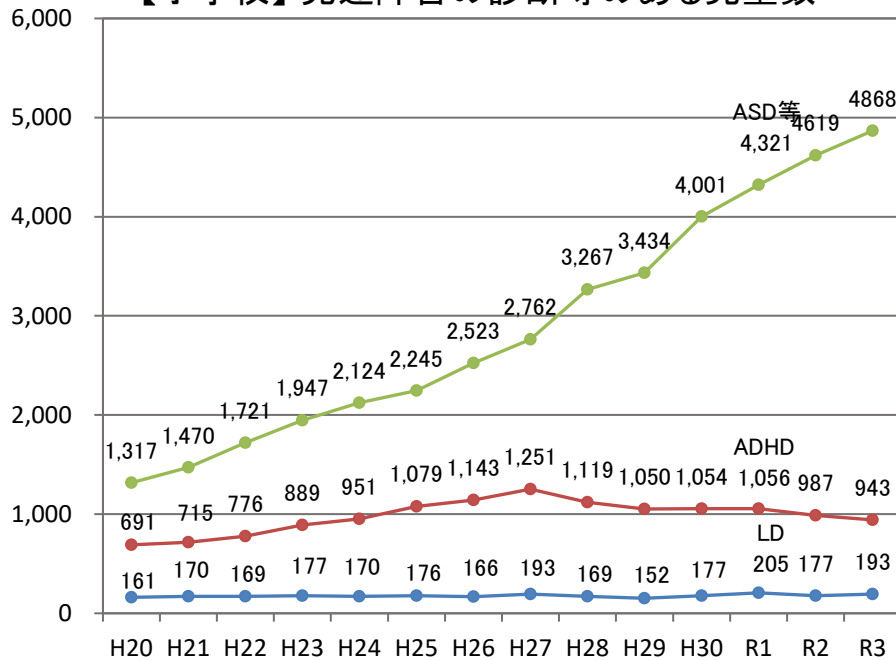
令和4年9月9日（金）

長野県教育委員会事務局特別支援教育課

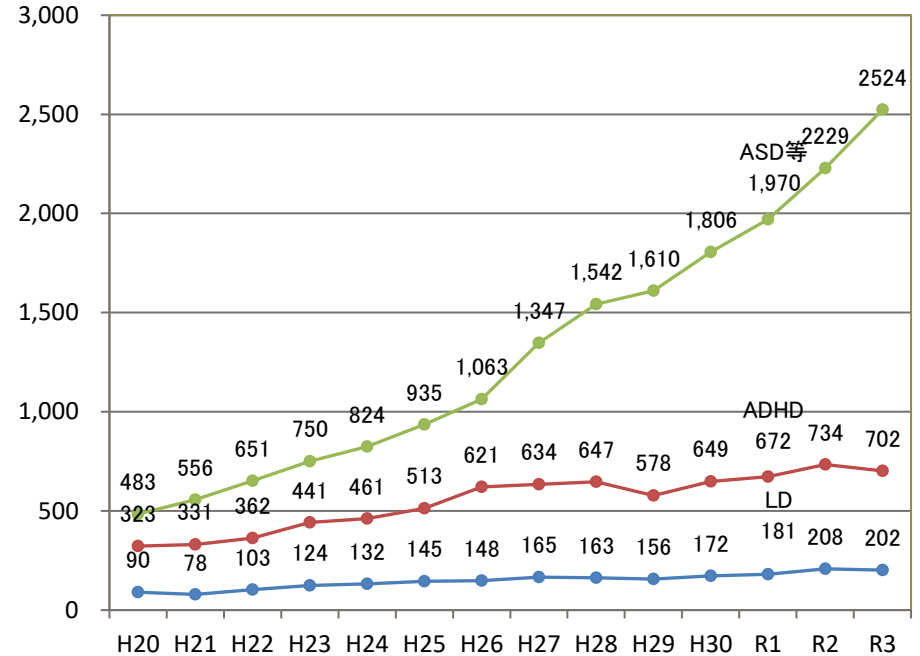
長野県における通級による指導の実施状況

① 発達障害の診断等のある児童生徒数の推移

【小学校】発達障害の診断等のある児童数



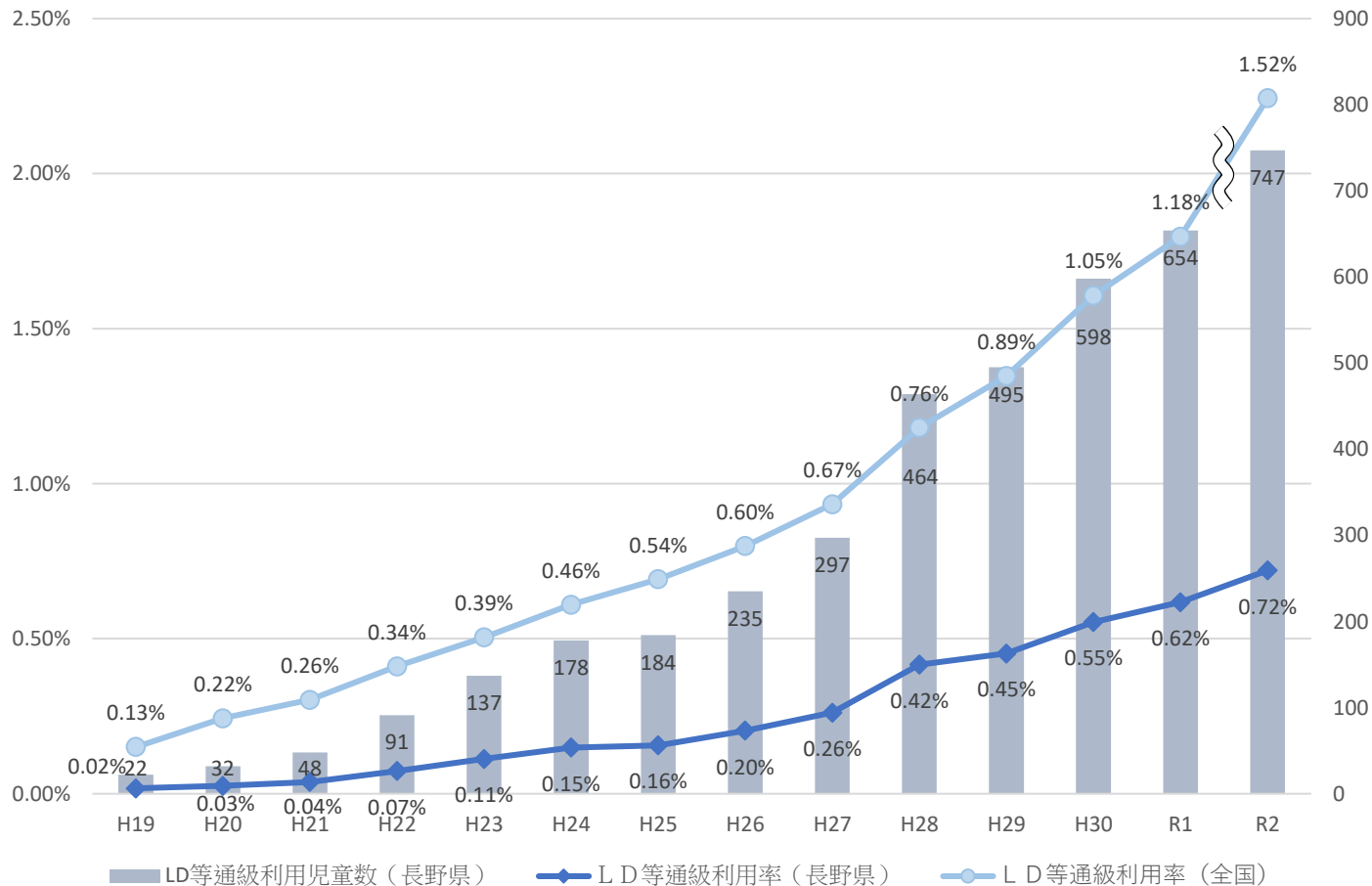
【中学校】発達障害の診断等のある生徒数



長野県における通級による指導の実施状況

② LD等通級指導教室利用者数・利用率の推移（小学校）

※LD等通級指導教室 = LD・ADHD・自閉症・情緒障害を対象とする通級指導教室



人的配置と実施体制

通級による指導（LD等通級指導教室）の実施状況概要（令和4年度）

設置校63校（小学校41校、中学校22校）

教室数（教員配置数）94教室（小学校63教室、中学校31教室）

2人配置校31校（小学校23校、中学校8校）

1人配置校32校（小学校18校、中学校14校）

巡回指導実施校（サテライト教室）66校（小学校47、中学校19）

自校通級児童生徒 675人

巡回指導児童生徒 284人

他校通級児童生徒 310人

合計1269人

対応 1 : 県内全地域への計画的な設置

詳細なエリアを設定し計画的に設置

地理的なまとまりや人口規模、生活圏を考慮し、他校通級の利便性を考えて県内を28のエリアに細分化し、それぞれのエリアのニーズを把握
⇒①未設置地域をなくす②ニーズの高い地域に複数担当配置校をつくる等、計画的に設置。

LD等通級指導教室の整備の経過

- H19～ モデル的实施 (2校)
- H20～ 県内のすべてのエリアに教室を設置 (小学校から)
- H27～ 拠点校へ担当教員の複数配置
- H29～ 中学校について全県への設置へ拡大
- R1～ サテライト教室の設置拡大

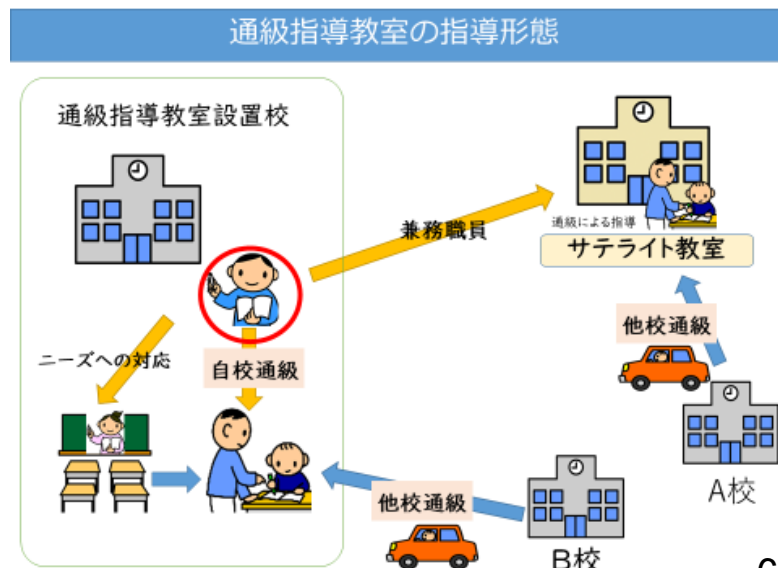
対応2：巡回指導の実施（サテライト教室の設置）

サテライト教室とは

通級指導教室担当教員が本務校を拠点としつつ、兼務発令を受けた他校を定期的に巡回し、1日もしくは半日勤務して指導する教室

サテライト教室設置の目的

- 家庭の事情等で通級指導教室設置校に通うことのできない児童生徒に対して、サテライト教室を設置することにより、身近な地域で障がいの状態に応じた教育を提供する
- 担当教員が、サテライト教室に1日もしくは半日勤務することにより、通常の学級担任との連携を促進し、在籍学級における支援の充実を図る



対応 2：巡回指導（サテライト教室）の実施

サテライト教室の設置条件の設定

担当教員の過度な負担を避け、着実に運用できるように以下の設置条件を設定

- ① 巡回相談や他校通級の件数が多く、サテライト教室の設置により大きな教育的効果が期待できること
- ② サテライト教室を設置する学校に開設できる空き教室があること
- ③ サテライト教室を利用する通級指導教室判断の児童生徒が3名以上おり、次年度以降も引き続き3名以上の利用見込みがあること
- ④ 担当教員の本務校での指導に支障がないこと など

ただし、同一市町村に通級指導教室がない場合や、保護者送迎が困難な場合などは、2名以下でもサテライト教室を設置できるよう弾力的に運用

サテライト教室設置の効果

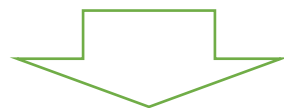
兼務校内での通級指導教室の位置づけや、兼務職員の位置づけを明確にすることにより、兼務校内での児童生徒の実態把握や職員間の連携の充実が図られている

対応3：通級指導教室に係る連絡会の設置

市町村教育委員会による「通級指導教室連絡会」の設置

市町村教育委員会、校長(本務校・サテライト校)、通級指導教室の担当教員等が参画する「通級指導教室連絡会」の設置を依頼

- 通級指導教室の運営に関する諸事項について情報共有や調整などを行う
- 地域のニーズを把握し、次年度のサテライト教室設置要望などに係る具体的な検討と調整などを行う



市町村を越えてサテライト教室を設置する場合には、「通級指導教室連絡会」に関係市町村の関係者を加えて実施するよう促進

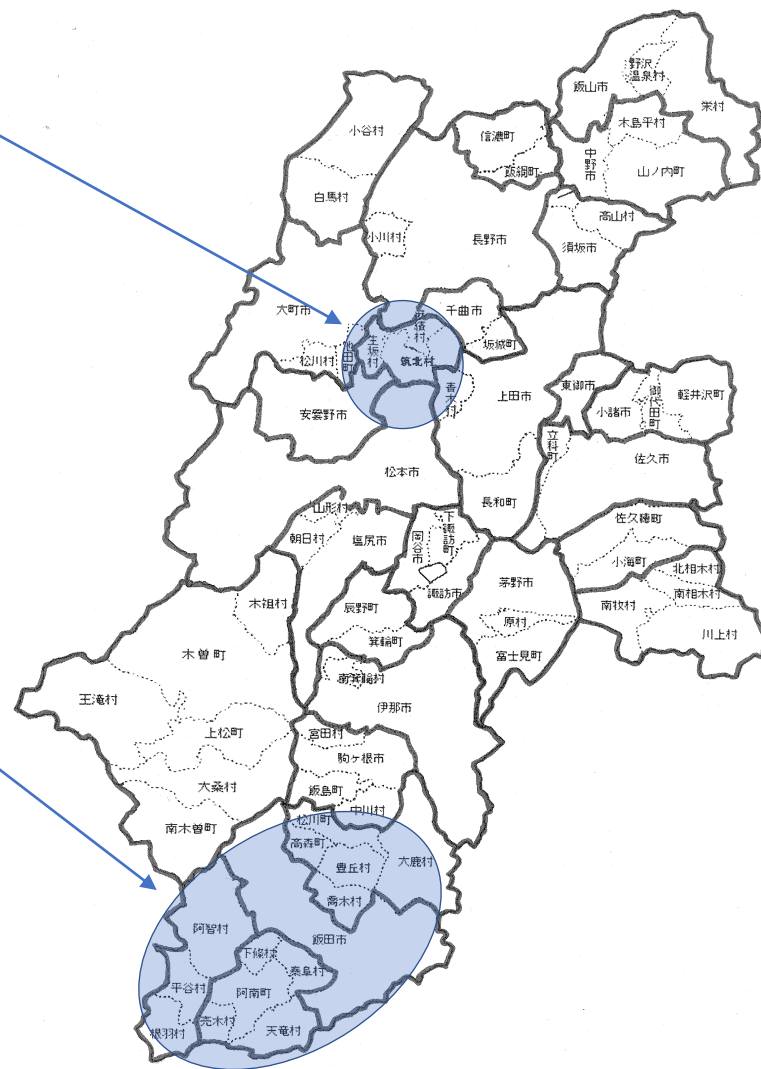
中山間地の自治体における取組の例

エリア内の3村が協働して、すべての学校で自校通級を実現

エリア内に通級指導教室は小・中各1教室しか設置できないが、3村の教育委員会が協力して「通級指導教室連絡会」を開催し、すべての村の小中学校にサテライト教室を設置して、各学校で自校通級ができる環境を実現。

郡内の通級指導教室の担当教員が一堂に会して研修等を実施

町村の通級指導教室担当教員が、郡内の中心の市の通級指導教室連絡会の担当者会に参加して、情報交換や事例検討などを実施。担当教員同士の日常的な連携やOJTが可能となり、通級指導教室の専門性向上につながっている。



通級による指導に係る人材育成

① 通級担当教師の専門性向上のための取組

新任担当教員研修

新任担当教員に対し、通級運営に係る基礎的内容、近隣校での授業参観、事例検討等の研修を実施（年4回）。また、動画コンテンツを作成して活用

スキルアップ研修

通級指導教室担当教員が、実践と結びつくより高い専門性を身につけられるよう、アセスメント、指導法、コンサルテーション等実践的内容の研修を実施（年4回）

長野県ICTインクルーシブ教育推進部会

通常の学級、通級指導教室、特別支援学級における個別最適な学びに向けたICT利活用の実践事例を集約し、発信

各地区での通級担当者会（自主研修、事例検討、OJT）

地域ごとに、通級指導教室担当者会を組織し、互いの専門性を活かして、自主的に研修、事例検討等を実施。また、クラウド上で全県の実践例や教材例を共有

通級による指導に係る人材育成

② 通級担当以外の教職員への理解啓発

「適切な学びの場ガイドライン」を作成配布 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/tokubetsu-shien/tokubetsushien/tokubetsushien/manabinobaguideline.html>

通常学級での支援の在り方、校内での特別支援教育の体制整備の在り方、校内教育支援委員会での学びの場の検討の手順や好事例等を示したガイドラインを作成し、小中学校特別支援学校のすべての教員に配布
あわせて、校内研修で活用できるように活用例を紹介。（R2年）

研修用冊子の作成・配布 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/tokubetsushien/index.html> https://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kenko/kenko/seishin/ld_shien.html

「通級による指導ハンドブック（H28）」

「合理的配慮実践事例集（H29）」

「特別支援教育学習指導要領サポートブック（H31）」

「LDのあるお子さんに対する支援～早めの気づき適切な学び～」

など、通常の学級を含め、特別支援教育の推進に関するポイントや事例を整理した研修用冊子を作成し、すべての小中学校等に配布

「適切な学びの場」ガイドライン (R2.9 長野県教育委員会特別支援教育課)

適切な学びの場の検討手順2

○入級・通級利用に向けた検討手続き
○多様な学びの場での適切な支援
○継続/退級・利用終了に向けた検討手続き

◆「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(文部科学省)
⇒管理職、特、担任等それぞれに異なる体制整備を記載

多様な学びの場

校内教育支援委員会 → 入級・通級利用 → 通常の学級との連携 → 継続/退級・終了

管理職による校内の支援体制整備におけるチェック項目

校内体制 ▶ 特コの複数化/特コが動ける体制づくり □校内体制での支援の仕組み □定期的な校内委員会の実施

取組 ▶ 管理職による授業参観 □関係者との日常的な情報共有 □入級している児童生徒の適切な学びの場の検討

(1) 入級・通級利用の検討前に

□ に を入れて確認しましょう

① **本人・保護者の願いの把握**
□将来を見据え、**本人や保護者の願**いを受け止める

② **通常の学級での支援の見直し**
□通常の学級で支援の工夫をする

③ **外部専門家との連携**
□外部専門家から、行動観察、検査結果に基づいた支援の助言を受ける

④ **支援の方向を明確にする**
□K-ABC、WISC、S-M 社会生活能力検査、TS 式幼児・児童性格診断検査等

⑤ **通常の学級での支援の見直し**
□校内体制での取組

管理職と特コの連携で校内体制を整えます。

特別支援学級
通級による指導
通常の学級

実態把握と目標の設定
□チェックシートを利用したり、外部専門家等に相談したりしながら実態を捉えます。
□保護者・本人にも相談して「**個別の指導計画**」及び「**個別の教育支援計画**」を作成し、指導に生かします。
◆「学習指導要領サポートブック」H31 各教科別編(長野県教育委員会) H32のHPに特コ等
⇒通級による指導の指導計画の記入例と
検閲等を掲載(一部掲載)

自立活動の指導
□自立活動の指導目標を明確にし、学習内容を決め出します。
□目標と学習内容は、保護者とも共有します。
◆「特別支援学校学習指導要領 自立活動編(解説)」
⇒6区分27項目の具体例、目標の
設定の仕方、活動の留意事項

通常の学級と連続した指導
□特別支援学級の担任や通級の担当者が、**通常の学級の授業を参観**したり、TTで指導に入ったりします(校内体制で実働)。
□連絡ノート等を通して**日々の情報共有**をし、学びや有効な教材等を工夫します。
◆「長期による指導を通常の学級での指導に生かす」定例研修(発達障害者支援センター) 特別支援
⇒通常の学級担任に通常の仕組み等を
分かりやすく説明
◆「初めて 通級の指導を担当する
教員のためのガイド」(文部科学省)
⇒通級の指導の役割や具体的な事例を掲載

個別の指導計画に基づく指導
□保護者の意見を踏まえて、参観に応じて外部機関とも情報を共有します。

特別支援学級等の授業参観
□**管理職と連携し**、特別支援学級や通級による指導の**授業参観を学期1回程度**設定します。
□**交流及び共同学習**
◆「**個別の指導計画**」を基に、一緒に学ぶ教材、単元、時間、支援情報等について、保護者を巻き込んだ関係者で相談します。
□共同学習で通常の学級で授業を受けていても、**なりたいが異なる場合**があります。
□一人ひとりに**適切なねらい**を設定します。

校内教育支援委員会
□年明けや月曜日に開催付けます。
□11月頃の**校内教育支援委員会**では、**全員の**育ちと支援を振り返り、履修利用及び学びの場の見直しを検討します。
◆本人の育ち、願い等を関係者で共有します。
◆白・特級学級で、**概ね8時間以内**の利用が継続している際は、本人の心情に配慮しながら通級に向けた目標を設定します。
□保護者懇話会等で、今年度の成果と**次年度**の**目標や学びの場**について検討します。
□市町村教育委員会や専門家等の意見等も参考に学びの場の**変更や教育課程の変更**を総合的に判断します。

継続利用の場合
□「**個別の指導計画**」の**目標や支援の見直し**をします。
◆通常の学級が、**置かなく**受身の**学習集団**となっているか。

学びの場の見直しの場合
□特コは、**通常の学級を参観**し、通常の学級で必要な支援を具体的に示します。
□本人の様子を見ながら、通常の学級での生活を増やします。
退級/終了後のフォロー
□本人、保護者に様子をお聞きしながら、**サポートを継続**します。

連携の継続
□通常の学級の担任に任せきりにしない仕組みをつくれます。
□「**個別の指導計画**」「**個別の教育支援計画**」を引き続き活用します。
□**支援会議**を定期的に開き、支援方法や成果の共有、育ちの評価をします。
◆管理職による
日々の情報交流
が大幅です。
◆関係者による
連携による指導
通常の学級
◆通級/退級を終了する場合は、**学校長が「学びの場」や教育課程の変更**を決定し、市町村教育委員会に報告します。
◆「適切な学びの場」の重要な先取りは、子どものためになりません。

通常の学級での支援の見直しの
必要性やタイミングを記載

通級による指導に係る今後の課題

一人一人の教育的ニーズに応じた学びの実現に向けて

通級指導教室担当教員の専門性の担保

今後通級指導教室の増加が見込まれ、新たな担当教員が必要となる。一定の指導力を担保できる研修体制や、通級指導教室を担当できる教員を継続的に育成していく仕組みが必要

在籍学級担任との連携・通常の学級における指導力向上

在籍する通常の学級において児童生徒がいかに持てる力を発揮できるかが重要であり、通級による指導の成果を通常の学級での指導に活かすための連携の更なる充実を図ることが重要

連続性のある多様な学びの場の整備と、柔軟な見直しの促進

連続性のある多様な学びの場の整備は未だ十分とは言えず、更なる体制整備を継続するとともに、それぞれの学びの場を適切に判断し、実態に応じて柔軟に見直すことを支える仕組や教育支援の力量の向上が必要